

社会医療法人財団新和会 居宅介護支援事業所さとまち
(指定居宅介護支援事業) 重要事項説明書

1. 事業者

法人名	社会医療法人財団新和会
所在地	愛知県安城市住吉町2丁目2番7号
電話番号	0566-97-8111
FAX番号	0566-98-6191
代表者	理事長 弥政 晋輔

2. 事業所

事業所名	居宅介護支援事業所さとまち
所在地	愛知県安城市里町畑下62番地
電話番号	0566-96-3515
FAX番号	0566-96-3522
携帯番号	080-5103-3736 (緊急時24時間対応用)
管理者	藤澤 みどり
開設年月日	平成30年4月1日
指定事業所番号	2373102157

3. 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいただくことができるよう支援することを目的とします。

4. 事業の運営方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業運営を行います。
- (2) 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に事業運営を行います。
- (4) 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- (6) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様の意志および人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービスが、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることが無いよう、公正中立に事業を実施いたします。
- (7) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。
- (8) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- (9) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

5. 職員の種類、員数

事業所には次の職員を配置します。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 管理者（介護支援専門員と兼務） | 1 人 |
| 2 介護支援専門員（専従） | 1 人以上 |
| 3 事務員（兼務） | 1 人 |

6. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

安城市

里町、今本町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、柿碕町、尾崎町、住吉町、
東栄町、美園町、二本木新町、井杭山町、篠目町、今池町、池浦町、大東町
昭和町、弁天町、新田町、桜町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日、1月1日、2日は除く）
営業時間	8：45～17：30
緊急時	24時間対応の携帯を持ち回りで対応しています。

7. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成の流れ

- ① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス等事業者について文書や口頭にて紹介し、その中から指定居宅サービス等事業者を選択することが可能であることを、契約者およびその家族に対して説明した上で、契約者およびその家族に指定居宅サービス等事業者の選択を求めます。
- ③ 事業所は、前6カ月の間に当居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の占める割合について書面を交付して説明を行います。
- ④ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標・その達成時期・サービスを提供する上での留意点等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に記載した指定居宅サービス等について、その指定居宅サービス等事業者を選定した理由を求めることが可能であることを説明する。また、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類・内容・利用料等について利用者およびその家族に対して説明し、契約者およびその家族の同意を得た上で決定するものとします。

(3) 居宅サービス計画書作成後の便宜の供与

- ① 利用者およびその家族等、指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画書の実地状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス等事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行います。

(6) 地域包括支援センターとの連携

要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

(7) その他

指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の介護支援専門員1名あたり要支援者6人を上限とするとともに、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるようにいたします。

8. サービス提供の記録

- (1) 居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、その記録は契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内に事務所にて希望した場合、実施記録の複写物の交付を受けることが出来ます。なお、その際に複写代を実費でいただきます。

9. サービス料金

(1) 居宅介護支援に関する利用料金

事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額を事業者へお支払いください。なお、この場合1単位を10.42円で計算いたします。

種類	内容	単位数
居宅介護支援費	要介護1・2 要介護3・4・5	1,086単位/月 1,411単位/月
介護予防支援費	要支援1・2	442単位/月
サービス利用前の居宅介護支援費の算定について	退院時に居宅サービス等の利用に向けて調整を行ったものの、急逝によりサービス利用に至らなかった場合、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。	上記「居宅介護支援費」の通り
初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。	300単位/月
入院時情報連携加算	(I) 入院した日の内に、利用者に係る必要な情報を提供している場合。	250単位/月
	(II) 入院した日の翌日または翌々日に、利用者に係る必要な情報を提供している場合。	200単位/月
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、本人に関する情報提供を行い、且つ医師等から情報の提供を受けた上でケアプランに記録した場合。	50単位/月 (1回/月まで)

退院・退所加算	(Ⅰ)イ 利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合。	450 単位/回
	(Ⅰ)ロ 利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1 回受けている場合。	600 単位/回
	(Ⅱ)イ 利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている場合。	600 単位/回
	(Ⅱ)ロ 利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。	750 単位/回
	(Ⅲ) 利用者に関する必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合。	900 単位/回
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対し、本人及びご家族のターミナルケアの移行を把握した上で計画を立て同意を得た上で、24時間連絡が取れる体制を取り、適宜サービス提供を行い、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、その状態を記録し且つ関係者へ情報提供を行った場合。	400 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、当該医療機関の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用調整を行った場合。	200 単位/回 (2回/月まで)
特定事業所加算	(Ⅰ) 厚生労働大臣の定める基準の内、必須項目を含む13項目に該当している場合。	519 単位/月
	(Ⅱ)厚生労働大臣の定める基準の内、必須項目を含む12項目に該当している場合。	421 単位/月
	(Ⅲ) 厚生労働大臣の定める基準の内、(Ⅱ)と同じ12項目に該当し、常勤ケアマネが2名いる場合。	323 単位/月
	(A) 常勤ケアマネが1名以上で、且つ厚生労働大臣の定める基準12項目の内、一部の項目において他事業所と連携の上で体制を確保している場合。	114 単位/月
特定事業所医療介護連携加算	上記(Ⅰ)から(Ⅲ)の何れかを算定しており、且つ前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合	125 単位/月
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	居宅介護支援事業所の所在する建物と、同一の敷地内もしくは隣接する建物に住居する利用者の担当数が20を超える場合。	所定単位数の95%を算定

運営基準減算	次の何れかに該当する場合。 ・ 利用者の求めに応じて複数の居宅サービス事業者を紹介していない場合。 ・ 居宅サービス等事業者の選定理由の説明に対する求めに応じなかった場合。 ・ 利用者を訪問し、利用者およびその家族と面接をしていない場合。 ・ サービス担当者会議を行っていない場合。 ・ 居宅サービス計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得た上で、関係サービス事業者に交付していない場合。 ・ 新規に認定を受けたとき、更新認定を受けたとき、区分変更認定を受けたときに、サービス担当者会議を行っていない場合。 ・ 月1回のモニタリングを行い、その記録を残していない場合。	所定単位数の50%を減算 上記減算が2か月以上継続している場合 <u>算定なし</u>
特定事業所集中減算	正当な理由なく、過去6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けされた、訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えていること。 【対象サービス】 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与	所定単位数から200単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止の為に指針を整備すると共に、担当者を配置していること。虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その内容を従業者に対して周知していること。加えて従業者に対して虐待防止研修を定期的に実施していること。これら対策が講じられていない場合。	所定単位数の1.0%を減算
業務継続計画未実施減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を早期に構築するため、業務継続計画の策定していること。 この対策が講じられてない場合。	所定単位数の1.0%を減算
逡減制について	適切なケアマネジメントの実施を確保するために、介護支援専門員1人当たりの取扱件数は44件と定められており、それを超える場合は基本報酬が減算となるが、厚労省の定める一定の条件を満たした場合、取扱件数の上限は49件までとする。	

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。

区分（片道の距離）	交通費（片道）
実施地域を越えた地点から 5km未満	300円
実施地域を越えた地点から 5km以上10km未満	500円
実施地域を越えた地点から 10km以上	1,000円

- (3) 利用料金のお支払いについて
利用料金は、1ヶ月ごとに計算・ご請求しますので、翌月 中旬までに事業所へお支払いください。
交通費は、サービス利用終了時にその都度お支払いください。

10. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービスの利用開始
お電話等でお問い合わせ戴きましたら、当事業所職員がお伺いします。その後契約を締結した時点でサービスの提供が開始されます。
- (2) サービス提供を行う介護支援専門員
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (3) 介護支援専門員の交替
- ① 事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ② 利用者が選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出ることができます。ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。
- (4) サービスの利用終了
- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
お申し出によりいつでも解約でき、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
 - ③ 自動終了する場合
 - 利用者が特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設に入所した場合。
 - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
 - 利用者がお亡くなりになった場合
 - ④ その他
利用者やそのご家族等が、当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為が行われた場合は、文書で通知することにより、7日以上予告期間をもってサービスを終了させていただく場合がございます。
- (5) 利用者が医療機関に入院する場合
病院等に入院する場合、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前と連絡先を伝えてください。

11. 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告いたします。

1 2. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受付けます。

・ 苦情受付窓口（担当者）

職名 介護支援専門員

管理者 藤澤みどり

・ 受付時間

毎週月曜日～土曜日

8：45～17：30

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

安城市役所高齢福祉課 電話 0566-76-1111

国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

愛知県介護保険審査会 電話 052-954-6288

1 3. 個人情報の保護および利用について

別紙「個人情報利用同意書」に定める通り、個人情報の保護および管理に努めます。

1 4. 改訂履歴

平成30年4月1日

初版作成

平成31年2月1日

7(2)②および④を変更、11を別紙対応とした。

令和元年10月1日

2および6(2)を変更、8(1)の単位数を一部変更。

令和3年4月1日

介護保険法改正に伴う変更。

令和4年11月1日

員数の記載方法変更、事故発生時の対応を追記、通減制について変更

令和6年4月1日

介護保険法改正に伴う変更。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会医療法人財団新和会 理事長 弥政 晋輔

居宅介護支援事業所さとまち 説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントサービスの開始に同意するとともに、個人情報に関する事項に同意しました。

利用者（ご本人様） 住所

氏名 _____

（自署できない方は代筆者が署名し、代筆者氏名及び利用者との続柄を記載）

代筆者（ご家族様等） 住所

氏名 _____ 続柄（ ）

保証人（ご家族様等） 住所

氏名 _____ 続柄（ ）